

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 25 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500627 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500056 号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和 62 年 6 月から同年 10 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 41 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 10 月まで  
② 平成元年 9 月から平成 2 年 4 月まで

請求期間①については、A 市に転入届を出した際に国民年金の手続を行い、毎月、同市役所で国民年金保険料を納付していた。請求期間②については、平成元年 9 月頃に B 市役所の C 事務所で国民年金の加入手続を行い、毎月、銀行で国民年金保険料を納付していた。

請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金被保険者の資格取得年月日（昭和 61 年 \* 月 \* 日）に係るオンライン記録の処理日から請求期間前の昭和 62 年 1 月頃に払い出されたと推認でき、請求者が 20 歳到達により被保険者の資格を取得した昭和 61 年 \* 月から請求期間①直前の昭和 62 年 5 月までの期間の国民年金保険料は全て納付済みである上、請求期間①は 5 か月と短期間である。

また、請求者から提出された年金手帳の写し及びオンライン記録により、A 市への住所変更の届出が請求期間①当時に行われていることが推認でき、かつ、請求期間①直後の昭和 62 年 11 月の厚生年金保険被保険者の資格取得に伴う国民年金被保険者の種別変更の届出についても適正に行われている（処理日は、昭和 62 年 12 月 21 日）ことが確認でき、請求期間①当時に国民年金に関する手続を怠りなく行っていた請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたとしても不自然とまではいえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付

していたものと認められる。

一方、請求期間②については、オンライン記録によれば、請求期間②を含む平成元年9月以降の期間を国民年金の第1号被保険者期間とする処理が平成9年5月26日に行われており、請求期間②に係る国民年金の加入手続を平成元年9月頃に行ったとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500693 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500057 号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 \* 月から昭和 59 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 57 年 \* 月に私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと言っている。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②については、請求者は、昭和 59 年 4 月以降現在に至るまで、請求期間②を除き、国民年金保険料を全て納付しており、その納付状況は、現年度納付、過年度納付、前納など様々であることが確認できるところ、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和 61 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、同時点において、請求期間②の国民年金保険料を現年度納付することもできる上、請求期間②前後の期間の国民年金保険料の納付時期からみて、過年度納付したとも考えられる。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は母親が納付していたとしているところ、オンライン記録により確認できる母親の国民年金の納付記録は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入してから 60 歳到達により第 1 号被保険者の資格を喪失する前月の平成 5 年 \* 月までの長期間にわたり付加保険料も併せて全て納付済み（1か月を除き前納）となっていることから、母親の国民年金に対する意識は極めて高かったものと認められ、その母親が、わずか 3 か月と短期間である請求期間②の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付

していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求者の母親は、これまで所持した年金手帳は上記記号番号が記載されている年金手帳1冊のみである旨陳述している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、上記記号番号が払い出されたと推認できる昭和61年4月頃まで請求者の国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられ、請求者の国民年金の加入手続を請求者が20歳になった昭和57年\*月に行ったとする母親の主張と符合しない。

そのほか、請求者の母親が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500705 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500058 号

## 第1 結論

平成 3 年 1 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 1 月から同年 12 月まで

私は、夫や義母に国民年金の加入とそれまで未納にしていた期間の国民年金保険料の納付を勧められたため、A 市 B 区に居住していた平成 4 年 5 月か同年 6 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、C 社会保険事務所（当時）でそれまでの未納期間の保険料として 12~13 万円を一括で納付した。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から平成 4 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、請求者が国民年金の加入手続を行ったと主張する時期と符合している。

また、上記記号番号が払い出されたと推認できる時点において、請求期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能であり、請求者が請求期間を含む平成 3 年 1 月から平成 4 年 2 月までの国民年金保険料として納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している上、請求者の夫は、「A 市 B 区に住んでいる時に、妻に国民年金に加入して国民年金保険料を納付するよう指示した。その後、妻から国民年金保険料を納付してきた話を聞いた覚えがある。」旨陳述しているなど、請求内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500523 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500054 号

## 第1 結論

昭和 61 年 12 月から昭和 63 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 12 月から昭和 63 年 8 月まで

私は、A 国に留学する前の昭和 61 年 11 月又は同年 12 月頃に市役所で国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料については、留学前に私が 20 万円を母親に渡し、母親が送付された納付書を使用して郵便局で毎月納付していた。また、留学中は母親から手紙や電話で納付したとの連絡を毎月受けており、帰国した後には郵便局の受付印のある納付済みの領収書を受け取ったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A 国に留学する前の昭和 61 年 11 月又は同年 12 月頃に市役所で請求期間に係る国民年金の任意加入の手続を行った上で、留学前に 20 万円を母親に渡し、母親が請求期間の国民年金保険料を毎月郵便局で納付していたと主張しており、請求者の母親及び請求者の二人の姉も同様の陳述をしている。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、請求者が昭和 61 年 12 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、昭和 63 年 9 月 16 日に被保険者資格を取得したことは記載されているものの、請求期間に係る任意加入被保険者の資格取得日及び資格喪失日については記載されていない上、オンライン記録においても、請求期間は未加入期間とされていることから、上記年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）に基づき任意加入に係る請求期間の納付書が作成されたとは考えられない。

また、前段の事情があることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、上記年金手帳に記載されている記号番号とは別の記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、これまでに交付された年金手帳は当該年金手帳のみである旨陳述している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500628 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500055 号

## 第1 結論

昭和 57 年 3 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 57 年 10 月から昭和 61 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から同年 6 月まで

② 昭和 57 年 10 月から昭和 61 年 6 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を市役所や郵便局で年度内に納付していた。

また、時期は定かでないが、生前の母から「お前のために保険料を払った。」と聞いた記憶もある。

請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の年金手帳の交付日から昭和 59 年 10 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者は上記記号番号の払出時期まで、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられ、請求期間の国民年金保険料を全て年度内に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。